

令和2年度 宇治市個人情報保護審議会
書面による令和元年度分報告事項等の記録簿

名 称	令和2年度 宇治市個人情報保護審議会 令和元年度分の報告事項等
報告日時	令和2年7月9日(木) ～ 同年8月17日(月)
開催方法	電子メール、郵送
関係者	(委 員) 池田委員 大杉委員 大槻委員 尾形委員 能瀬委員 原委員 松岡委員 吉田委員 (事 務 局) 大下副部長 浦井副課長 鶴谷係長 森岡主任 古池主任 (実施機関) 総務部 総務課 総務係 教育支援センター 教育支援課
<p>新型コロナウイルス感染拡大防止のため、会議はせず、メールによる書面の開催を行った。なお、各委員への委嘱状の交付は郵送にて行った。</p> <p>1 報告事項及び資料について</p> <p>(1) 報告事項</p> <p>ア 令和元年度個人情報保護制度運用状況について(報告事項)</p> <p>イ 防犯カメラの設置状況及び個人情報の収集等の管理運営の状況について(報告事項)</p> <p>ウ 学校警察連絡制度について(報告事項)</p> <p>(2) 資料</p> <p>令和元年度個人情報保護制度運用状況について、防犯カメラの設置状況及び個人情報の収集等の管理運営の状況についての資料を送付した。また、学校警察連絡制度は、平成30年3月30日の答申確定から令和2年6月30日時点まで「実績なし」と報告した。</p> <p>2 書面による令和元年度分報告事項等の運用面について</p> <p>質疑応答</p> <p>(委 員) 本来は会議で審議すべきものをメールの交換、それも、事務局と委員個人とのやりとりで解消することはできないと考える。個人情報保護審議会は、各委員個人が「ご意見番」としてそれぞれに意見を述べるのが予定されているのではなく、会議体として審議することが予定されている。会議体として審議するということは、他の委員の質問や意見を聞き、問題意識を共有しながら、より議論を深めていくということである。事務局と委員個人のやりとりでは、代替措置にはならない。感染防止措置を講じた上で会議を設定するか、少なくとも、委員全員とメーリングリストないし同報メールでやりとりを共有することが最低限必要であると思う。もちろん、メールアドレスも個人情報であり、各</p>	

令和2年度 宇治市個人情報保護審議会
書面による令和元年度分報告事項等の記録簿

委員の了解なしに共有することはできない。私としては、少なくとも、各委員に了解を取って、やりとりの共有を図っていくべきであると思う。

(事務局) 会議については、感染防止対策を講じた上での開催を検討したが、諮問事項及び新たな報告事項もなく、新型コロナウイルスの感染拡大を防止する観点から中止とした。各委員と事務局との意見のやりとりについては、各委員から出された意見・質問はやり取りをされたもののみで完結することなく、委員全員が情報を共有し議論を深めてもらえるよう、メールにて進行する。傍聴に関する代替措置については、公開している会議録と同様に、各委員の意見・質問によるメールのやりとりを記録したものを作成し、本市のホームページ等に掲載する予定としている。

3 報告事項 令和元年度個人情報保護制度運用状況について

質疑応答 なし

4 報告事項 防犯カメラの設置状況及び個人情報の収集等の管理運営の状況について

質疑応答

(委員) 多くのカメラ映像の日付は令和元年9月19日であり、同日に回収したSDカードから画像を保存されたと推測されるが、新しいもの(NO.8 令和2年6月2日、NO.10 令和元年11月19日)や古いもの(NO.18 平成31年2月22日、NO.22 令和元年6月13日)が混在している。これらはなぜ同日ではないのか。昨年度報告の映像も含まれているのか。

(実施機関) カメラの映像は直近に取り込んだ映像を保存し、古い映像は破棄している。写真に令和元年9月19日が多い理由は、カメラの一斉点検を実施した日付である。それ以外の日付については、メンテナンス等により、映像を取り込んだ日付であるため、映像の日付にばらつきが生じている。なお、NO.18は令和元年の9月の一斉点検時に機器不良があり、映像が保存できなかったため、直近の平成31年2月22日のものになっている。なお、昨年度報告した映像は、平成30年8月10日で別のものである。

5 報告事項 学校警察連絡制度について

質疑応答

(委員) 学校警察連絡制度について、警察から学校への報告があった後、情報を提供された学校側における情報の管理の仕方、責任の所在、漏洩等に関する安全性の確保については、どのようになっているのか。学校側の個人情報保護に関して第三者的なチェック、指導はされているのか。

(実施機関) 情報の管理については、宇治市教育委員会と京都府警察本部の共同で作成し

令和2年度 宇治市個人情報保護審議会
書面による令和元年度分報告事項等の記録簿

た「児童生徒の健全育成に関する学校警察連絡制度ガイドライン第7条」、連絡責任者については、第6条で取り決めている。また、学校側の第三者チェックや指導については、警察から学校へ連絡があれば、教育委員会が第三者目線で個人情報の取扱いについて確認をする予定である。

以上